

各務原市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制検査実施要綱

(令和7年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育提供者に対して子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条第1項の規定による検査（以下単に「検査」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定教育・保育提供者」とは、法第55条第2項の規定により、市長に対し業務管理体制の整備に関する事項を届け出た同条第1項の特定教育・保育提供者をいう。

(検査事項)

第3条 市長は、検査において、特定教育・保育提供者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条に定める基準に従い、適切な業務管理体制を整備していることを確認するものとする。

(検査の種類等)

第4条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

2 一般検査は、各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認指導監査実施要綱（令和7年3月31日決裁）第6条第2項第1号に掲げる実施基準により行う実地指導に併せて、特定教育・保育提供者に対し、必要な書類を提出させることにより行うものとする。

3 特別検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 法第27条第1項又は第29条第1項の規定により市長の確認を受けた施設又は事業所の運営に不正又は著しい不当があることを疑うに足る理由があるとき。

(2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。

(3) 正当な理由がなくて、一般検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(検査の実施の通知)

第5条 市長は、検査の実施を決定したときは、業務管理体制検査の実施について（通知）（様式第1号）により、当該検査の対象となる特定教育・保育提供者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合又は当該通知をすることで検査の実施に支

障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

（検査結果の通知等）

第6条 市長は、検査の結果、改善を要する事項（以下「文書指摘事項」という。）があると認めたときは、業務管理体制検査の結果について（通知）（様式第2号）により特定教育・保育提供者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた特定教育・保育提供者は、文書指摘事項について速やかに必要な措置を講じ、市長が定める期日までに業務管理体制検査に係る文書指摘事項に関する報告について（提出）（様式第3号）を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。

3 市長は、検査の結果、改善を要する事項がないと認めたときは、業務管理体制検査の結果について（通知）（様式第4号）により特定教育・保育提供者に通知するものとする。

4 第1項又は前項の規定による通知のほか、市長は、適切な業務管理体制の整備を図るため、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

（改善勧告）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特定教育・保育提供者に対し、法第57条第1項の規定による勧告（以下「改善勧告」という。）をすることができる。

（1）検査の結果、特定教育・保育提供者による業務管理体制の整備が著しく不適切であると認めた場合

（2）前条第1項の規定により通知した文書指摘事項が改善される見込みがないと認められる場合

2 市長は、改善勧告をするときは、業務管理体制検査に係る改善勧告について（通知）（様式第5号）により、当該特定教育・保育提供者にその旨を通知するものとする。

3 改善勧告を受けた特定教育・保育提供者は、市長が定める期日までに当該改善勧告に係る措置を講じ、業務管理体制検査に係る改善勧告に関する報告について（提出）（様式第6号）を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。

4 市長は、改善勧告をした場合において、前項の期日までに同項の規定による改善状況の報告がないときは、法第57条第2項の規定により、その旨を公表することができる。

(改善命令)

第8条 市長は、改善勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなく改善勧告に係る措置を講じなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、法第57条第3項の規定による命令（以下「改善命令」という。）をすることができる。

2 市長は、改善命令をしたときは、業務管理体制検査に係る改善命令について（通知）（様式第7号）により、特定教育・保育提供者にその旨を通知するものとする。

3 改善命令を受けた特定教育・保育提供者は、市長が定める期日までに前条第3項の措置を講じ、業務管理体制検査に係る改善命令に関する報告について（提出）（様式第8号）を市長に提出し、その改善状況を報告しなければならない。

4 市長は、改善命令をしたときは、法第57条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続等)

第9条 市長は、改善命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならない。

2 行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

業務管理体制検査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第 5 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり検査を実施しますので通知いたします。

- 1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査
- 2 検査の対象施設等の名称
- 3 ご提出いただく必要がある書類及びその提出期限
- 4 その他

第 号
年 月 日

様

各務原市長

業務管理体制検査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第 5 6 条第 1 項の規定により実施した検査の結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに必要な措置を講じ、以下の報告期限までに改善状況を市に報告してください。

1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査

2 検査の対象施設等の名称

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「業務管理体制検査に係る文書指摘事項に関する報告について（提出）（様式第 3 号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

5 提出先

6 その他

様式第 2 号別紙

改善を要する事項（業務管理体制検査）

- 1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査
- 2 施設等の名称
- 3 改善を要する事項

改善を要する事項（文書指摘事項）	根拠規定

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

業務管理体制検査に係る
文書指摘事項に関する報告について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善を要する事項（文書指摘事項）については、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 検査について

検査の種類	一般検査 ・ 特別検査
施設等の名称	

2 文書指摘事項に対する改善状況について

改善を要する事項（文書指摘事項）	改善した内容

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

業務管理体制検査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第56条第1項の規定により実施した検査の結果、改善状況の報告が必要となる事項はありませんでしたので、次のとおり通知します。

1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査

2 検査の対象施設等の名称

様

各務原市長

業務管理体制検査に係る改善勧告について（通知）

子ども・子育て支援法第 5 6 条第 1 項の規定により実施した検査の結果、業務管理体制の整備が不適切であると認められたため、同法第 5 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり必要な措置をとるべきことを勧告します。

1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査

2 検査の対象施設等の名称

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「業務管理体制検査に係る改善勧告に関する報告について（提出）（様式第 6 号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

なお、この改善命令に従わないまま上記の報告期限を経過した場合は、子ども・子育て支援法第 5 7 条第 2 項又は第 3 項の規定により、その旨の公表又は改善命令を行う場合があります。

5 提出先

6 その他

様式第 5 号別紙

改善勧告に係る事項（業務管理体制検査）

1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査

2 施設等の名称

3 改善を要する事項（改善勧告事項）

改善を要する事項 （改善勧告事項）	
と る べ き 措 置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改 善 勧 告 の 理 由	

改善を要する事項 （改善勧告事項）	
と る べ き 措 置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改 善 勧 告 の 理 由	

改善を要する事項 （改善勧告事項）	
と る べ き 措 置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改 善 勧 告 の 理 由	

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

業務管理体制検査に係る
改善勧告に関する報告について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善勧告に係る事項については、次の
とおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 検査について

検査の種類	一般検査 ・ 特別検査
施設等の名称	

2 改善勧告事項に対する改善状況について

改善を要する事項（改善勧告事項）	改善した内容

第 号
年 月 日

様

各務原市長

業務管理体制検査に係る改善命令について（通知）

年 月 日付け 第 号において改善勧告とした指摘事項について、改善勧告に係る措置が講じられていませんので、子ども・子育て支援法第57条第3項の規定により、別紙のとおり必要な措置を講ずるよう命じます。

1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査

2 検査の対象施設等の名称

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「業務管理体制検査に係る改善命令に関する報告について（提出）（様式第8号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

5 提出先

6 その他

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 7 号別紙

改善命令に係る事項（業務管理体制検査）

1 検査の種類 一般検査 ・ 特別検査

2 施設等の名称

3 改善を要する事項（改善命令事項）

改善を要する事項 （改善命令事項）	
と る べ き 措 置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改 善 命 令 の 理 由	

改善を要する事項 （改善命令事項）	
と る べ き 措 置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改 善 命 令 の 理 由	

改善を要する事項 （改善命令事項）	
と る べ き 措 置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改 善 命 令 の 理 由	

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

業務管理体制検査に係る
改善命令に関する報告について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善命令に係る事項については、次の
とおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 検査について

検査の種類	一般検査 ・ 特別検査
施設等の名称	

2 改善命令事項に対する改善状況について

改善を要する事項（改善命令事項）	改善した内容